

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第15回）

日時 令和4年4月13日（水）11:00～12:32

場所 オンライン開催

- 議題 ①今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について
②バイオマス発電の持続可能性に係る業界団体ヒアリング
- ・一般社団法人バイオマス発電事業者協会
 - ・一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会
 - ・質疑応答

○和田新エネルギー課長補佐

それでは定刻になりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会のバイオマス持続可能性ワーキンググループ第15回を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、事務的に留意点を申し上げます。本委員会はオンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆さまにおかれましては、本委員会中は回線の負担を軽減するため、カメラをオフの状態でご審議いただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご発言をご希望の際は、マイクのミュートを解除していただきお声掛けいただくか、チャット機能をご活用いただきまして発言希望の旨をお知らせいただき、座長からのご指名をお待ちいただきますようお願いいたします。

なお、本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくために、インターネット中継での視聴方式を採らせていただいております。

それでは、これからの進行につきましては高村座長にお願いさせていただきます。座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。おはようございます。早速ですけれども、お手元の議事次第に従って議事を進めていきたいと思っております。

本日は芋生委員がご所用ということで欠席と伺っております。

それではまず初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いできますでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

本日の資料でございますけれども、配布資料一覧がございますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表に加えまして、資料1として「今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方」、

資料2としてバイオマス発電事業者協会様の「経過措置期間中の自主的取り組みおよびPKS第三者認証取得状況」、資料3として環境・エネルギー事業支援協会様の「バイオマス液体燃料既存発電事業者の経過措置に対する対応報告」、参考資料として本ワーキングの第二次中間整理に関する意見公募の実施結果をお配りしておりますので、ご確認ください。

○高村座長

ありがとうございます。委員の皆さま、お手元に配布資料が問題なくございますか。もし不足等がございましたらチャットでお知らせいただければと思います。

特に今の時点でお気付きの点がなければ、早速ですけれども議事に入ってまいります。議題1「今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について」について事務局からご説明をお願いできればと思います。

○和田新エネルギー課長補佐

それでは事務局から資料1についてご説明させていただきます。

本年度最初のワーキングでございまして、委員の皆さま本年度もよろしく願います。

1枚目は昨年度までの議論の振り返りでございますけれども、もうだいぶ見慣れてきた表かと思っておりますけれども、持続可能性基準、食料競合、ライフサイクルGHGの3つにつきまして、昨年までにご議論いただいた内容を整理させていただいております。

主に太字のところが去年議論したところという形で整理をさせていただいておりますけれども、まず一番上の持続可能性基準につきましては、昨年FIT制度に利用可能な第三者認証としてISCCを追加するというご議論をいただきました。

食料競合については、一昨年度の整理以降、細かな議論はさせていただきましたけれども、引き続き検討をしているところだと認識しております。

ライフサイクルGHGにつきましては、この算定式、排出量の基準については、おおむね方向性をご議論いただき決定させていただいたと考えておりますけれども、今年は特にこの確認方法について、より詳細な議論をさせていただいて制度全体を固めていくと、そのような形になろうかと考えております。

おめくりいただいて3ページをご覧ください。まず、個々の論点についてでございますけれども、まず一番初めの持続可能性基準につきましては、まず新たな第三者認証スキームの追加要請についてということで、一昨年ご議論いただいて、原則、夏ごろまでに追加の希望の意思を示された方について審査をしていくという形で整理をさせていただいておりますけれども、今年度につきましては、6月末までに追加意思表示を事務局に対していただいたものについて、夏以降、昨年同様に意見聴取等を行った上で追加する、しないのところのご議論を進めていくとしてはどうかと考えております。

また、昨年末にご議論いただいた、持続可能性確認に係る経過措置につきましては、昨年、

パーム油の経過措置について情報公開の徹底を求めた上で1年間の延長を行い、今後原則として経過措置の延長はもう行わないというところをご議論いただきました。

一方でPKSとパームトランクの経過措置の扱いにつきましては、2022年の夏を目途に議論していくということにさせていただいております、本日の事業者さんからのヒアリングを踏まえて、今年の夏以降議論を進めていくということになろうかと考えております。

おめくりいただきまして、5ページをご覧ください。食料競合についてですけれども、この下の緑の表について、以前のワーキングでもお示ししておりますけれども、食料競合があるかないかというところで、この「一」が入っているところが今の基準では懸念が払拭しきれないものということになりますけれども、現時点で懸念がないものについても算定委においておのおの、例えばここにEFBですとかココナッツ殻、カシューナッツ殻というふうに並んでおりますけれども、左から3つ目の欄に「○」が付いたものについて、これがFIT制度上、農産物の分類に当たるのか、その他の分類に当たるのかという燃料区分について、調達価格等算定委員会に確認を求めた上で、その結果に応じて必要な検討を今年度進めていくこととしてはどうかと考えております。

従って、まずは算定委のほうで燃料区分がどこになるのというところを確認いただいて、そこに合わせた議論を今後進めていくということになろうかと考えております。

続いて6ページ目でございます。ライフサイクルGHGに関わる論点でございますけれども、こちら先ほど申し上げたとおり、2021年度までに整理した内容というところで、GHG排出量の確認のタイミングですとか、既認定案件の扱いということについては具体的な方向性を整理させていただきました。

今年度は既定値の作成ですとか確認スキーム、特に第三者認証をどのように活用するのか、また第三者認証が活用できないものについてどのような計算の仕組みであったり既定値を作っていくのかというところと、情報開示の在り方というところについて詳細に議論していければと考えております。

7ページ目が今申し上げたところのまとめになりますけれども、大きく今年はライフサイクルGHGのところは技術的な議論が大きくなるかと思っておりますけれども、また今年の算定委の報告に向けてできるだけしっかりと議論を進めていければと考えております。

事務局からは以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。それでは今ご説明ありました議題1、資料1のご説明を受けて質疑応答を進めたいと思います。通例でありますけれども、ご意見、ご質問のある方はチャット機能で教えていただくか、あるいはマイクのミュートを解除していただいております。いただいても結構です。ご質問、ご意見、発言を希望される委員あるいはオブザーバーいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは橋本委員お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。3点ほどなんですけれども、1点目は持続可能性基準に関する論点のところ、本日参考資料として配っていただいているパブコメの資料の中に、木質バイオマスに関する持続可能性に関してのご意見というものも非常に多く頂いていて、炭素ストックの変化ということとも関連する論点になっているかと思います。このワーキンググループの範囲ではないかもしれないんですけれども、これについての意見というのも非常に多いところをどう考慮していくかということは、非常に重要なんじゃないかなと思います。それが1点目です。

2点目はライフサイクルGHGに関する論点のところ、確認の方法というのを議論していくことになるわけなんですけれども、現状、今年度、22年度からのものについて削減の基準を求めていくという中で、確認の方法がまだ固まっていないという状況があって、これに関する意見もあったと思いますけれども、今年度どういうふうこれを運用していくのかというところを、ちょっと確認させていただければなと思いました。それが2点目です。そういう意味でも早く議論していく必要があるんじゃないかなと思います。

それから3点目ですけれども、これもGHGに関する論点のところ、燃料計画の変更に關わる意見等も幾つか出ておまして、ここの取り扱いというのを必ずしもきちんと議論してきていないというところもあって、それとの絡みでいうと、長期の契約が終了した後の取り扱いというものをどうするのかというところも、少し燃料計画の変更と合わせて論点になるかなと思いましたので、そういったことも少し議論していく必要があるんじゃないかなということをおもいました。

以上3点です。

○高村座長

ありがとうございます。他の委員からのご発言のご希望があればいただいて、それで事務局にお返しをしようと思います。それでは相川委員お願いいたします。

○相川委員

相川です。聞こえますでしょうか。

○高村座長

はい、聞こえております。

○相川委員

ありがとうございます。今年度の最初の会合ということで、今後の進め方についてご説明があったかと思います。新たな第三者認証スキームの追加については去年既に話し合ったことですので、夏ごろにまた議論があるということで承知しました。経過措置についてはこ

の後、業界団体からお話が伺えるものと思っています。

食料競合、それからライフサイクルGHG、この2つにまたがるところかと思いますが、今後の大きな方向性としてFITが長期にわたる、最低でも20年間という事業期間を持つ事業だということを考えますと、当然、認定時でしっかりとした審査をしていくということと、その後の運用についても確認をしてくと、そして昨今のいろんな環境の変化、環境規制の強まりであるとか、それからCOVIDもそうですし、今回の戦争もそうかもしれません、いろんな予期せぬことも含めた変化というものを考えると、やはりそれぞれの事業でより環境を配慮した、そしてより経済的に効率のいい事業に誘導していくという視点も大事かなと考えております。

そういう意味では、この食料競合といいますか、新規燃料というのもしっかり評価して、環境的、経済的にもそちらのほうが優れているということであれば、事業者さんの燃料調達契約であるとか方針にもよるかもしれませんが、そちらのほうに切り替えていくというような方向に制度自体がそれを支援するような方向であってほしいと思います。

そういう意味では、橋本委員もおっしゃられていたように、参考資料で中間整理に関するパブリックコメントの結果というものも示していただいておりますが、非常に参考になる視点といいますか、われわれが考慮しなければいけないような点というのも多く含まれていたかなと思います。

特に実際GHGの確認の運用に当たっては、こういった燃料種類の変更であるとか、そういったものがポジティブに捉えられるのであれば、それを妨げない方向でシームレスにできるような視点というのを持っておく必要があるのではないかなと考えたところです。そういったところに関しては、やはり情報開示であるとか報告の在り方とも関わって、だいぶ大事になってくるかなと思っています。

最後にちょっと付け加えると、やはり私も同様に木質に関する意見がかなり多く寄せられていたかなというふうに感じました。そういう意味で特にGHGの計算に関しましては、木質も対象に議論が進んでいると理解しておりますので、しっかりカバーできていければと思っているところです。

私のほうからは以上になります。ありがとうございました。

○高村座長

ありがとうございます。それでは道田委員にご発言いただいて、その後、河野委員にご発言お願いいたします。それでは、道田委員お願いいたします。

○道田委員

高村座長、ありがとうございます。道田でございます。

私のほうからは、今回、今年度情報開示とか報告の在り方について議論していくということで、せんだって事務局にお願いしたいこととして挙げさせていただこうかなと思います。

この情報公開の問題はパブコメで皆さんから意見もお寄せいただいていたと思いますけれども、国民とか電力の関係者が、事業者が定められたルールに従って運用を行っているかということをしちんと知ることができるという権利を担保するという意味で、非常に重要なことだろうと思います。

認証があるものと、これからもしかして認証がないものといういろいろ出てくると思うんですけども、認証があるものに関してはどういう情報を事業者さんから聞き取れば、例えば公開データベースなどでそれを確認することができるのかという、どの程度の情報が認証団体のほうから提示されていて、それが公開されているのか、それか、政府から別途聞くことができれば情報を頂けるのかというような、そういう情報を調べておいて、もう既に調べていただいているかもしれないけれども、もしまだでしたらそういう情報も踏まえて、これからどういうふうに情報開示を進めていくかということを議論していければなと思っています。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは河野委員お願いいたします。

○河野委員

高村座長、ありがとうございます。河野でございます。また事務局の方からのご説明ありがとうございました。

今年度の検討事項に関しましては、事務局の方がご説明くださった内容で結構だと思います。昨年度はライフサイクルGHGの検討がかなり進んで新たな視点がしっかりと加わったということで、国民として、とても良かったと思っていますし、また今年度はさらにそれぞれにおける課題の解決に向けて、なるべく早期に方向性が明確になるような形で検討が進めばと思っています。

その上で、このワーキングがスタートした時点から2022年の4月、かなり外部環境等が変わってきているのではないかと考えていて、出発点を振り返りますと、パームオイルをどうするのかというふうなところから検討が始まったわけですが、行政の方にこれをお願いしてもいいのかなんとも言えませんが、例えばパームオイルを巡る情勢について、実際に第三者認証がしっかりと取れているパームオイルはどの程度あって、今回、燃料に使おうと思っている事業者さんたちは果たして事業が安定的に進められるだけの量の確保が今後可能なのかどうかという、現時点でのパームオイルを巡る情勢などについて少し情報をご教示いただければと思います。私の周辺では食品メーカーの方ですとか日用品メーカーの事業者さんの間でも、認証のパームオイルの取り合いのような状況になっていますので、そういったところについて少し教えていただければと思いました。

それから、消費者である私が言うのも何なんですけれども、事業者の皆さまは認証のとれ

た燃料を確保して事業を進めていこうとされていると思いますので、事業者の皆さんの予見可能性を担保するためにも、GHGで既定値の作成を今年度計画しておりますけれども、効率化のために、既に海外での事例などがあって、わが国に応用する形で対応できるものがあれば、その辺り、なるべく予見可能性にも配慮した形で対応していただければと思います。

それから、3点目ですけれども、橋本委員それから相川委員も言及されておりましたけれども、私自身も木質バイオマスのライフサイクルGHGに関しては非常に関心が高いところがございます。木質バイオマスが主たる議題になっているのか、なっていないのか、ちょっと不安に思うところも、この間ございましたけれども、ぜひ今年度においては木質バイオマスの特に輸入材に関しては、しっかりとした見解を社会に示せるような形で検討を進めていただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。他にご発言、2度目でも結構ですけれどもご発言ご希望の委員いらっしゃるでしょうか。

ありがとうございます。いずれも検討課題点としてどういうふうに議論していくかという点について重要なご意見をいただいていたかと思えます。

橋本委員から3番目にご指摘のあったところ、これは恐らく、私が正しく理解していればですけれども、例えば現在の燃料調達契約が切れて新たに燃料の調達契約を結ばれる場合ですとか、あるいは持続可能性を考慮して、別の認定時に申請をしていた燃料種と違うものをお使いになるようなケース、特に持続可能性を考慮してより良いものにお変えになるようなときに、これは認定上どういう扱いになるのかというご指摘でもあるかなと思って伺っておりました。変更認定になるのか、あるいは価格の変更等があるのかという、調達価格等算定委員会の議論ともつながるところだと思いますけれども、そういうご質問だと理解いたしました。

他になれば事務局から何か今の時点でお答えをいただくことはございますでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

すいません、事務局から幾つかお答えいたします。

まず、座長からお話がありました長期契約のところですが、すいません、ちょっと認識が違えば恐縮ですけれども、橋本委員からご指摘いただいたのは、長期契約が切れた後の扱いみたいところをどうするかというところだったかと思うんですけれども、昨年の議論においては長期契約もいろんなものがありますし、事業全体として認定といたしますか、事業を始めたときの計画に基づいたファイナンスが組まれていることもあるので、それを事後的に何か新しい基準を適用するという事はなかなか事業の根本に関わってしまうので、難

しいのではないかというご議論をいただいたと認識しておりまして、その中で、しっかり事業者さんに取り組んでいただくという観点で、しっかりと情報開示をしていただこうと、そういう議論であったというふうに認識しております。

一方で、先ほど高村座長からあった、途中の計画変更といいますか、燃料の変更のところにつきましては、燃種を変更する場合はFIT認定も変更認定ということになりますので、ちょっと制度的な細かいことはさておいて、有り体に申し上げれば認定を再度取るということになりますので、その場合は持続可能性基準やGHGの基準も含めて、しっかり今の基準に服していただくと、それが原則かなというふうには考えております。

あと、道田委員からいただきました情報開示の点につきましては、これはまさに今年の論点でございますので、何か事務局から予断を持って申し上げるものではございませんけれども、一般論として申し上げますと、認証団体からどのような情報が出てくるのかというところは、議論の過程でしっかりと確認をしていかないといけないと考えておりますけれども、それをどこから公表するのかという意味での開示と制度として確認していくかの開示の議論は分けていかないといけないとは考えておりまして、ものによっては競争情報になるようなところは、確認はするけれども公表はできないというようなところもあろうかと思っておりますので、これは一般論として申し上げているだけですけれども、個別の議論をさせていただくときに、しっかりとご議論いただく必要があるのかなと考えております。

それと、河野委員からいただいたパーム油の現状というところでございますけれども、これもすいません、やや一般論になりますけれども、現状、パーム油が食用であったり、というものがあって、割とパーム油の市場というのはタイトになっているというふうには認識しております。従って、なかなかこの発電用のパーム油の確保自体が、認証を取っている、取っていないというところに関わらず、事業者さんご苦労されているということは聞いておりますけれども、ちょっと手元に必ずしも正確な情報がございませんので、何かございましたら提供できるようにしたいと考えております。

あと、順番が前後して恐縮ですけれども、橋本委員からいただいた、2022年からGHGの削減を求めていくというところについて、どうかというところでございますけれども、ご指摘のあったとおり、確認の方法というのが今まだ確立しておりませんので、実際に2022年以降に認定を取られた方に対して、2022年以降に認定を取られて、かつその確認の方法が固まるまでの間に認定を取られた方の扱いというのをどうするのかというのは、いわゆる経過措置的に何か考える必要があるのかもしれないと感じておりますけれども、そこは確認のスキームを検討していく過程でご議論できればと思いますが、昨年ご議論いただいたのはあくまでも経過措置とかそういうものは設ける、設けないは別にして、2022年以降の方にはこのワーキングの議論で、70%減というのが明らかになっている時点から先のものについて基準を適用していこうというところですので、その精神は大きく変わらないのかなと考えております。

また、橋本委員はじめ何人かの先生方がご指摘いただいた木質のところにつきましては、

まず立て付けとしてはこのワーキングの持続可能性基準の議論は農産物分野のところのご議論ということになってはおりますけれども、パブリックコメントの本質のところというのはご指摘があるというところはわれわれも認識をしておりますので、今の認証を運用していただいている林野庁さんともよくご相談をしながら、FIT制度としてどういうふうにしていくかというのは、必要に応じて議論していければとは考えております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。今事務局からもありましたけれども、林野庁さんから特に先ほど複数の委員からご指摘がありました木質バイオマスについて何かお答えございますか。

○農林水産省林野庁林政部小島木材利用課長

林野庁の木材利用課長でございます。聞こえますでしょうか。

○高村座長

はい、聞こえております。

○農林水産省林野庁林政部小島木材利用課長

橋本委員、相川委員そして河野委員からもご指摘いただきましたが、確かにパブリックコメントを拝見しますと、いろいろ木質バイオマスにつきましてさまざまな意見を頂いているところがございますので、この問題意識を踏まえてどういったことを議論していただくべきなのかというのは、エネ庁さんとも相談しながらまた進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。委員の皆さま、あるいはオブザーバーの省庁から、もし追加でご発言がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。橋本委員お願いいたします。

○橋本委員

すいません。長期の燃料の調達の契約のところについては配慮していきましようということはそのとおりだと思います。その上で長期の契約が終了した後の取り扱いも同じように考えるのか、そこは事業者の努力として情報公表しながら努力いただくというアプローチもあると思いますし、その契約以降については基準を満たしてくださいというようなアプローチもあると思いますので、その点がどうなるかなというところがちょっと気になる

っております。

○高村座長

ありがとうございます。もし事務局から何かありましたらお願いしたいと思いますが、もしなければ次の議題に移りたいと思いますけれども。

○和田新エネルギー課長補佐

ご意見を踏まえて今後また考えていきたいと思えます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは今年度議論する事項についてさまざまな観点からご意見いただけたかと思えます。これを踏まえて事務局のところでご検討いただけると思えますので、議題2のほうに進めてまいりたいと思えます。

それでは続いて議題2でありますけれども、バイオマス発電の持続可能性に係る業界団体ヒアリングということで、本日は2つの業界団体、一般社団法人バイオマス発電事業者協会さん、それから一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会さん、この2団体からヒアリングを行います。

各団体から10分ずつプレゼンテーションいただいた後に委員からの質疑、それから皆さんからの応答をいただくということを考えております。大変勝手ながら発表を行われる皆さまにおきましては、10分という時間を厳守でお願いできればと思えます。

それでは早速ですけれども、一般社団法人バイオマス発電事業者協会の山本様から資料2の説明をお願いできればと思えます。よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人バイオマス発電事業者協会

バイオマス発電事業者協会の山本です。音声聞こえますでしょうか。

○高村座長

はい、聞こえております。

○一般社団法人バイオマス発電事業者協会

今日はこういった報告の場を設けていただきましてありがとうございます。よろしくお願ひします。

今日は、経過措置期間中の自主的取り組みとPKS第三者認証取得状況について、協会のほうで会員を対象に3月末にアンケート、ヒアリングを行いまして、その結果を基にご報告申し上げたいと思えます。

次のページをお願いします。これは協会の会員企業です。現状118社です。

次のページをお願いします。最初に自主的取り組みについて報告させていただいて、続いて第三者認証の取得状況、これは現地サプライヤー／搾油工場に関して報告したいと思います。日本の燃料商社に関しましては順調に取得の進捗は進んでおりまして、日本の商社のみに関しては今年度中に全て取り終える見通しでございますので、その先のサプライヤー／搾油工場の現状についてご報告したいと思います。続きまして、経過措置期間についてというところを説明していきたいと思っております。

次のページをお願いします。まず自主的取り組みについて、協会のほうでも会員企業に、協力を、情報公開について働き掛けを続けてまいりまして、現時点では37社中公開済が32社、86%です。未公開の5社につきましても今年度中に公開を完了する予定でございます。100%の公開に向けて引き続き協会としてもフォローしていきたいと思っております。

次のページをお願いします。これがどういった形で情報公開しているかというところのサンプルでございます。

続きまして次のページをお願いします。第三者認証の取得状況でございます。

次のページをお願いします。認証の対応のフローです。まずこのページは搾油工場以外の現地のサプライヤーの認証の対応のフローです。PKSの認証自体は全てのサプライヤーが未経験ですので、コンサルを起用して、コンサルに発注して対応しております。コンサルの協力を得ながら認証に向けた準備を行いまして、その下、認証審査、この過程で搾油工場の一部の監査も行われておりまして、それを経てサプライヤーとしての認証を取得すると。並行してサプライヤーのほうで全ての搾油工場の自主監査も実施するという状況です。

次のページをお願いします。サプライヤーの調達先の搾油工場でRSPO等の認められた認証を取得しているケースは極めてまれ、10%以下ですので、90%以上の搾油工場に関しては自主監査を行うと。この右のほうです。全ての自主監査を行いまして、その結果、監査機関による監査を経て、それが完了して認証材として集荷、出荷ができるという状況でございます。

次のページをお願いします。イメージですけれども、原産国のサプライヤーの認証の審査時、①ですけれども、この時点で監査機関から搾油工場についても一部、例えばこの青の部分の監査がなされるというところなんです。並行してサプライヤーのほうの自主監査を、赤の部分を行いまして、全ての赤と青の両方の監査を行った時点で、③で監査機関による監査が行われて全ての搾油工場、20カ所あれば20カ所が認証材を出せる状況になるというところなんです。

次のページをお願いします。第三者認証の取得状況の現状です。2年に及ぶコロナ禍で相当行動制限等の影響を受けていたところもあるんですけれども、次第に行動制限が緩和しているところもありまして、認証の取得手続きを加速しておりまして、一定の進捗をしているところでございます。原産国のサプライヤーも、およそ半分のサプライヤーが認証を取得完了しておりまして、認証材の出荷に向けた搾油工場の監査を進めている状況です。この下を見ていただきますと、準備中、コンサル発注済、コンサル申し込み済み、監査機関による

認証判定が終わって監査完了した所、ここまでがまだ準備中なんですけれども、監査取得済み以降がサプライヤーとして既に認証を取っている所で、搾油工場の監査中の所が 38%。ただ認証材の出荷がもう可能になっているという所はまだ1社の状況でございます。

次のページをお願いします。さらに搾油工場の状況ですけれども、これは会員の燃料商社経由、サプライヤー経由の情報ですので重複等もあってなかなか正確な実態が把握しにくいところではございますが、大まかな目安として搾油工場の監査の着手率が 37%、監査完了率が 29%ぐらいではないかと見ております。

次のページをお願いします。まだ認証取得に至っていない理由、コロナの制限であるとか監査機関の手続きであるとか自社の人手不足、こういったところはしっかり対応していくというところがございます。

14 ページをお願いします。これまで認証が一定の進捗はしているものの、なかなか進んでいない状況について、要因と対策についてまとめさせていただきました。1つ目は原産国のサプライヤーの日本の制度の認知、理解が不足しているというところと。コロナの制限もありましてリモートではなかなか伝わりにくかった、あるいは搾油工場によってはインターネットの環境が整っていないような所もあるというところで、下のような具体的な対応、サプライヤー向けのWebサイトを立ち上げたり、Webiner、Youtubeあるいはサポートのコンサルタントをこちらの費用で負担したりという対応をしております。

2番目の新型コロナの遅延、これは2年間に及んだわけですけれども、足元では行動制限の緩和等々でスピードアップをさせていきたいと思っております。一方で監査機関のほうも搾油工場の初回の監査は実地確認が必須というふうになっておりまして、リモートでの監査は認められていないという現状もございます。

次のページをお願いします。さらに監査需要が拡大することによって、監査機関の体制というのもこの要因の一つになっておりまして、バイオマスの発電燃料以外のバイオプラスチックなどの認証の需要が増加していることによって、監査機関への申し込み集中による混雑が国内外で発生しているということがございまして、協会のほうでも依頼をしております。GG L / R S B に関しては監査員を増強することが達成できています。日本が0だったのが2名、アジアが8名を11名。またGG L 認証においては新たな監査機関を設けることも検討していただいております。

次に2ポツ目ですけれども、監査が終わっても認証書の判定を行う判定員というのがオランダに1人しかいないという実情がございまして、これは業界のほうで強く要望しまして、インドネシアに判定員を1名増員すべく準備をしていただいております。9月までには設置される予定です。

一方、ちょっとさらなる心配要因で、オランダの判定員というのがSBP認証の判定員も兼務しているということもありまして、ウクライナ情勢からヨーロッパのバイオマス燃料の流通経路の大幅な変更があることから、再審査の需要が増加してきている状況であって、PKSの新規認定にさらなる遅延の影響が出るのではないかとということも少し懸念されて

おります。

続きまして 16 ページをお願いします。これは各サプライチェーンにおけるトレーダーの段階のところでございます。発電所の燃焼開始するのが 2023 年 4 月の場合には、認証材の発電所での入荷が在庫もありますので 2022 年 12 月には入っていないといけません。トレーダー、ストックパイルに関しては 11 月。原産国のトレーダーに関しては 2022 年 7 月には既に認証材を出せる状況になっていないといけませんということです。搾油工場側では 2022 年 7 月までには約 40%程度の認証材の監査が完了するということ。ある程度進捗しているものの、まだ 4 割ぐらいのところでございます。

17 ページはこの今の進捗状況、下のところでございます。

18 ページ、このような 2 年間のコロナの影響、あるいは他の燃料の監査需要というところがありながらも一定の進捗はさせていただいておりますし、さらに移動制限の緩和、日本の入国制限の緩和等もありますので、さらにスピードアップを加速させたいと業界でも思っております。ただ、足元の現状の取り組み強化、あるいは搾油工場からのサプライチェーンのそれぞれ取っていかなくちゃいけない期間等を考えますと、着実に対応を進めている事業者が認証取得を終えるために要する期間はやはり 2024 年 3 月末、現状から 1 年程度の猶予期間の延長をいただいた頃ではないかと、現状、想定しております。

現状のご報告は以上でございます。さらに対応を一層加速させてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。発表は以上です。ありがとうございます。

○高村座長

山本様、どうもありがとうございました。

それでは今ご説明いただきました内容について質疑応答を進めていきたいと思っております。ご意見、ご質問がおありの委員あるいはオブザーバーのほうからご発言ご希望の場合には、先ほどと同様でございますけれどもチャット機能で教えていただくか、あるいは既にやっていたらありますが手挙げ機能で教えていただければと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは河野委員お願いいたします。

○河野委員

ご説明、ご発表ありがとうございました。

コロナの影響ですとか、監査に関わる人材不足などが影響して監査の手続きが進まないために、もう 1 年時間的な猶予が欲しいというご発表だったというふうに伺いました。そもそも対象となる搾油工場、今 1,600 件というご説明でしたけれども、そこがいわゆる認定要件を満たしているけれども手続きが進んでいないのか、現場にそれなりの要件を満たさない不備のようなものがあって、その是正も含めて時間がかかるのか、実態はどういう状況にあるのかというのをもう少しご説明いただければと思います。お願いします。

○高村座長

ありがとうございます。幾つか委員にご質問いただいて山本様、あるいはBPAのほうにお返ししたいと思います。

それでは橋本委員お願いいたします。

○橋本委員

ご発表ありがとうございます。1点だけ確認ですけれども、ご発表からコンサルの発注のところまではおおむね終わっているというふうに理解させていただいたんですが、それを踏まえて、17枚目のスライドのところでお示しいただいているスケジュール感を見たときに、最初の部分が非常に、コンサル発注のところ6カ月ということで、残り最大6カ月ぐらいということだと、一定程度、今年度内といいますか、先ほどスケジュールでいくと12月ごろまでに多くのものが認証取得までいくのかなというふうにも聞こえたんですけれども、その辺りちょっと教えていただければと思います。

○高村座長

ありがとうございます。今お2人から出たご質問について、それではBPA山本様あるいはどなたかBPAの方お答えいただくことはできますでしょうか。

○一般社団法人バイオマス発電事業者協会

ご質問いただきましてありがとうございます。山本です。

まず河野委員の質問で、搾油工場の監査の手続きが進まないのは手続き上の問題なのか、あるいは搾油工場に一部不備があってその是正に時間がかかっているのか、どちらなのかというご質問に関してですけれども、私の把握している限りでは、搾油工場では是正が必要なケースというのは聞いておりませんので、ほとんどないと思います。ですので、初めての監査である監査の手続きを実施することに理解を求めて実際に実施していくという手続きのところは時間がかかっているという状況でございます。

続きまして橋本委員から17ページのところから、今年度中に来年の3月末までにどのくらい進むのかというところですが、1つ前のページの16ページを見ていただきたいんですけども、実際2023年3月末、4月以降認証材を発電所で燃焼する場合には、搾油工場では2022年7月までに認証材が搾油工場から出る状況になっていて、その認証材が2023年4月に日本のバイオマス発電所で燃焼できるということですので、現状の感覚では2022年7月、発電所の燃焼が2023年4月に間に合うのはおよそ4割程度ではないかなと、私も協会のほうでは見ております。

以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。今いただいたお答えについて、もしフォローアップのご質問、ご意見があれば後でいただきたいと思います。

それでは相川委員お願いいたします。

○相川委員

相川です。山本さん、どうもご説明ありがとうございました。私のほうからは2点質問があります。

まずお伺いしたいのは、いろいろPKSのサプライチェーン、プレーヤーが多いのでなかなかビッグプロジェクトになっているなという感想を持ちましたけれども、現状で例えば認証を当然受けているところも出てきておりますので、どの程度認証済みのPKSがサプライチェーンがつながる形で、発電所で燃やされているのかという数字というものがお分かりになれば教えていただきたいと思ひますし、逆に、そういったような情報をやはり今後お出しただけなのかというところ、もしくは課題があるのであればそこもぜひ正直ベースで教えていただければと思ひます。

2点目は、これはご説明がありませんでしたけれども、スライドの参考のところにARC、ですから、すいません、ちょっと正確な名称が分からなくなっていますけれども、どちらかというところの日本の発電事業者さん中心につくられていっているPKS等の農産物を中心にした認証だと理解しておりますが、これがワーキングの中ではまだ認めているということにはなっておりませんが、仮にもし例えばこの夏に要件を満たしてこの認証が認められれば、日本発ということで審査員なども割と対応しやすいということだったり、そういったようなメリットがあつて、全体の認証取得のスピードを早めていくような効果というのは期待できるのか、もちろん審査のほうは客観的にやらなければいけませんけれども、もしそういった見通しなり期待感というのがあれば教えていただければと思ひます。

私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは道田委員、お願いいたします。その後、山本さんにお返しをしたいと思います。それでは道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。ご説明いただきましてありがとうございました。

私のほうからは、副産物の認証というのは、私の理解ではこれまではそんなに普及してなくて、今回、今対応できる所は10%ぐらいとおっしゃっていたと思うんですけども、新たに認証を取得される所が多いのかなと思っております。そして、その難しさに関してなんですけれども、質問ですが、パーム油認証を取っている搾油工場というのは副産物の認証をそのままスライドして使えるのか、また新たにかなり追加しなければいけない部分があ

るのか、どのぐらいの難易度なのかというのがちょっと疑問としてありますので、もしご存じでしたら教えていただきたいということが1つ。

もう一つが、今日ご説明の時間がなかったんですけれども、頂いている資料で26ページ目、認証の検討準備の費用を載せていただいているんですけれども、最小のところは0円というふうになっています。これが0ということはもう既に認証を持たれている所が費用が0であったのか、またはそれ以外に何か理由があるのかということ、もしご存じでしたら教えてください。よろしくお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。それではBPAの山本様、お願いしてもよろしいでしょうか。

○一般社団法人バイオマス発電事業者協会

ご質問ありがとうございます。

まず、相川先生のご質問の中で、既に認証を取得済みのバイオマス燃料を使っている発電所が現状あるかということは、まだないと認識しております。アンケートの結果、現地のサプライヤーのうち、1社はもう既に出荷が可能な状態までできていると把握しております。情報公開につきましては、現状の経過期間中の情報公開はもうほぼ80%以上進んでいるところですが、今後の認証に関する認証が取れたというところの公開の仕方というのはちょっと協会の中でも検討、協議したいと思っております。

2つ目の、ARC認証に関してになります。これは日本の認証ですので、今年度ここで認めていただければ新しい日本での監査体制、監査要員というのを拡充できることとなりますので、認証の取得を加速できるというところは期待しております。ただ、現状で認証の手続きが実務的にスタートしている状況ではございませんので、本委員会ですっかりプレゼンさせていただいて認めていただけるようにしたいと思います。

続きまして、道田委員からの、パーム油の認証が取れていた場合に、その搾油工場のPKSの認証はどうかというところで、基準がほぼ、例えばパーム油でRSPOの認証が取れている所はPKSについても大丈夫だということとを考えております。

26ページ目の費用が0というのは、ちょっとこの表の書き方があれでしたけれども、既に取得されている方で追加費用が0というご回答だったと認識しております。

以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。委員からあるいはオブザーバーの皆さまから追加でご発言ご希望ありますでしょうか。いかがでしょうか。道田委員、お手をお挙げいただいておりますが、これは先ほどのオールドハンドでしょうか。

○道田委員

すいません。そうです。手を下げます。失礼いたしました。

○高村座長

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは次のご発表に移らせていただきまして、もし2つ目のご発表と質疑が終わった後に追加的にご発言、ご質問がございましたらもう一度ご発言いただければと思います。

それでは続きまして、一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会の池田様から資料3の説明をお願いできればと思います。それでは池田様、よろしくお願いいたします。

○一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会

環境・エネルギー事業支援協会の池田でございます。本日は機会を頂きましてどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料をめくっていただきまして、次のページをお願いいたします。

私どものほうで今回ご報告させていただくのはパームオイル、液体燃料のバイオマス発電事業でございます。その中で既に発電をされていて経過措置に関わる企業さんというのは非常に少ないです。その中で発電事業者さんの中でつくられているコンソーシアムさんがあるんですけども、そちらのほうで経過措置対象になる会社さんにアンケートなどを採らせていただきました。

次のページをお願いいたします。RSPOの認証油自体の調達ということでございまして、こちらについては先ほどもお話があったかと思うんですけども、市場での流通量が少ないということで、調達にはこれまでもずっと苦労してきたというような状況がございます。中でも一部大手サプライヤーさんとお話の中で、契約体制ということは整えられつつあるというところはあるんですけども、まだ実際にそれが価格の面も含めて入手できないところがございます。発電事業者さんのほうでは昨年からは約1年間にわたって発電が停止している状況でございます。

次のページをお願いいたします。RSPO自体が非常に難しいという中でISCC認証ということについて事業者さんのほうで進めていらっしゃるんですけども、こちらにつきまして、液体燃料に関しましては昨年度意思表示することができずに固形のほうの燃料での認証という形になったんですけども、やはりインドネシア、マレーシアでは一般的に普及しているのはやはりISCC認証ではないかなということでございまして、現在もISCC本部とは協議継続しているところがございます。このISCC本部のほうから日本の代理機関を通じてという形になると思うんですけども、意思表示できるような形で現在進めております。ISCC自体はパーム油以外の液体燃料についても認証実績がございまして、まずパームオイルという形にはなるとは思うんですけども、今後、その他の燃料

そういったものが算定委員会の中で認められていく上においても、I S C C 認証というのは非常に有効かなと考えておりますので、ぜひこちらのほうでの意思表示を受けた上で、今後ご協議いただければと考えております。

今回、委員会のほうから、またガイドラインのほうでもそうなんですけれども、燃料にしましてはS G 認証以上ということがございまして、I S C C 認証のミル自体とI S C C 認証を有する農園ということについては、引き続きちょっと確認をしていかなきゃならない点はまだ宿題として残っているのかなというふうには考えておるんですけれども、こういった意思表示を基にしながらR S P O 以外の道ということも進めているというところでございます。

次のページをお願いいたします。以降は各社の報告になるんですけれども、基本的には先ほどの3社さんということでございまして、まず認証油の経過、調達の状況ということでございますが、エナリスさんのほうでは、もう燃料にしましてはR S P O / S G のみを使用するという前提にしておりますので、経過措置に関する部分というよりはR S P O が入手できれば発電を行うというような形になっておられます。現在も複数のサプライヤーと交渉中ということではございますが、昨今の外部的な環境もあるのかとは思ってますけれども、調達の見通しが非常に難しいような状況になっておられまして、こちらの自主的取り組みというわけではないんですけれども、R S P O の当然求められる要件といたしまして、R S P O の使用量と管理番号というのをホームページのほうで情報開示をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。第2は神栖パワープラント合同会社さんでございます。神栖パワープラントさんも現在、R S P O 認証の油の取得ということをまず大前提に考えているということでございまして、サプライヤーの認証取得というのは少し遅れているというようなこともあったんですけれども、R S P O 認証の工場とまずは安定供給の契約ということは合意が整ったところだそうでございます。

現在のところ、まだ数量的な部分で発電に全て賄う分、必要とする量が賄えるかどうかといった、そういったところでの調整をされているということでございまして、ホームページのほうではこれまで調達していたR S P O とは関係なかった部分になるんですけど、燃料の調達先の農園の情報を公開しているというところでございます。先ほどのエナリスさんも神栖パワープラントさんも、先ほどもお伝えしたように稼働停止中というような状況でございます。

次のページをお願いいたします。ゼロワットパワー株式会社さんでございます。こちらのゼロワットパワー株式会社のほうでは、こちらのほうでも今パーム油の取得ということで動いていらっしゃるんですけれども、基本的にはこちらのほうで関係会社さんのほうで発電事業を行っているんですけれども、そちらにつきましてはまず関係会社で行っている3社の発電事業はパーム油と国内廃油を利用した発電ということになっておりまして、関係会社のほうである3発電所のうちの2カ所は発電を稼働停止していると、1カ所につきま

しては廃食油だけで稼働している状況でございまして、ゼロワットパワー株式会社さんの関係会社さんのほうで以前の調達先につきましては農園の情報を開示しているというところでございます。その他燃料の卸先というのが2カ所ほどあったそうなんですけれども、こちらについてはやはり稼働停止というような状況でございまして、現状、パーム油自体の調達というのが非常に困難になっているということもありまして、現在の調達状況ですとかそういったものは今お伝えしたとおりの状況になっております。

当方からの報告につきましては以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは今、池田様からご説明いただきました資料3について、委員の皆さまからご質問、ご意見をいただければと思います。繰り返しになりますけれども、手挙げ機能を使っていただくかチャット機能でご発言の希望をお示しいただければと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは河野委員お願いいたします。

○河野委員

ご説明ありがとうございます。私自身もRSPO認証の、パームオイルが手に入るかどうかとても心配しておりまして、現状ではなかなか厳しいというご発表だったと思います。その上で、ISCC認証で代替できないのかということできまざまご尽力されているというお話でしたけれども、この可能性というのはどう見ていらっしゃるのか。今後に向けてまだ日本では液体燃料に関してISCCがワークできる状況にはありませんけれども、現状どんなふうに見ていらっしゃるのかということと、それから今非常にエネルギーの調達が世界的にバランスが崩れてきている中で、ではマレーシアやインドネシアは別の認証手段ができたときに、それをしっかりと活用して日本に燃料を出してくれるのかどうかという、その見通しについてもお話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

○高村座長

ありがとうございます。他の委員からご発言ございましたらまとめて池田様にお願いしようと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは相川委員お願いいたします。その後、池田様にご回答いただこうと思います。

○相川委員

相川です。ご説明ありがとうございます。パーム油に関してロシアの戦争によってウクライナが被害を受けていて、ウクライナはご案内のようにひまわり油だと思っておりますけれども大きな食用油の生産国でしたので、この局面だけを見ても非常に大きな影響が出ている

のではないかと想像しております。その点において、これは先ほど、ゼロワットパワーさんが、廃食油を使って稼働中というような説明がございましたが、これについては他の2つの発電所においても同じような取り組みが可能なのか、逆に廃食油のほうが日本から海外に輸出されているというようなことも最近耳にしたようなこともございましたので、この辺りの状況についてちょっと教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは池田さんからお答えお願いできますでしょうか。

○一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会

ありがとうございます。先ほどの河野委員からまずお問い合わせいただきましたI S C Cの今後の確保可能性のところについてになってまいります。サプライヤーさんたちと事業者さんがお話しされている中で、比較のご経験があるのがI S C Cの認証で、既にヨーロッパのほうに出しているというようなところもございまして、RSPOよりは認証対応ということがしやすいというようなことをお聞きしている、その中で事業者さんのほうでもI S C Cということ非常に進めているというところなので、これをいかに国内でワークできるかというところについては一つ重要なポイントというふうには考えております。

2018年になると思うんですけれども、調達価格等算定委員会の中で、当時、弊協会がバイオマス発電協会という名称でやらせていただいた際にご報告させていただいた内容としまして、RSPOの認証と同等ほどはI S C Cの油というのは出ているというようなことをご報告させていただいたことがございまして、このうちヨーロッパに出ているものという、先ほども相川委員からもご指摘がありましたように、ヨーロッパでの需要というのは非常に今後増えてくるのではないかなと思うんですけれども、一つ枠としては大きくなってくるのではないかとということでの期待をしているところでございます。

それと2点目で、エネルギー調達においてこれら認証がワークしたとしてマレーシア、インドネシアの産油国が燃料を供給してくれるのかといったところにつきましては、やはり産油国の中でも国内利用というのが今後の方向性として示されておりまして、その中でいかにパーム油を確保するかというのは厳しい状況というのは続くであろうということは想像されてまいります。その中で、こちらに関しましては新規燃料というところでの、今、委員でお諮りいただいている他の新規燃料の部分というのが普及していくことというのは、一つ方向性として将来の見通しの中に置いておきたいというようなところでございます。新規燃料に関しましては、単純に海外で調達をしてくるというよりも、日本国内企業が生産したりですとか、現地のほう、海外の所で生産をしてというような計画もございまして、そういったところも今後注視していきたいというところでございます。

それから相川委員からご質問いただいた点なんですけれども、ゼロワットさんでやって

いらっしゃる廃食油といったところについてなんですけども、まず廃食油の利用というのはゼロワットさんのほうでは、当初から設備認定の段階から廃食油の稼働というのを前提にしております。廃食油と農業残渣から出てくる油というのは燃料区分、買い取り価格というのが異なっておりまして、他の2社さんは基本的にパームオイルでの申請というふうな形を取得されておりますので、廃食油というふうな形になりますと、買い取り価格の変更といったことも出てきてしまうということは一つ重要な点かなと考えております。

それと、廃食油の量に関してお問い合わせいただいた点なんですが、ご指摘のように海外のほうが廃食油を調達するにしましても日本の廃食油というのが非常に需要が高くなっておりまして、国内でやはり競合してくるようなところはございます。ですが、昨今の動きとしましてやはり廃食油はできるだけ国内で使っていこうというような動きも、廃食油を出される事業者さま、元となる飲食店ですとか食品加工メーカーととかそういった所になると思うんですが、そういった所でも再利用というような機運も高まっておりますので、価格というところはどうしても市場性を考えなくてはいけないんですけども、グリーン電力の調達といった意味合いも含めまして今後国内に循環するという可能性は残っているとは思われます。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。もしフォローアップのご質問、ご意見ありましたら、この後でまたお願いできればと思います。

道田委員、ご発言ご希望だと思います。お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。ご説明いただきましてありがとうございます。

事業の安定的な継続という意味におきましても今回ご説明いただいたようにいろいろな意味でリスク分散をしていくというのは大事なのかなと思います。それは認証機関もそうでしょうし、燃料についてもそうなのかなと思います。

一つ、ご説明の中でI S C Cの液体燃料がパーム油以外でも認証を行っているということをおっしゃられていたと思うんですけども、どういった液体燃料が現状、I S C Cのほうで認証可能なのかというのを一つ教えていただきたいということ。

あともう一つは、情報公開に関わる部分なんですけれども、エナリスさんのほうからパーム油のロット番号のような管理番号をお示しいただいているということでお伺いいたしました。この管理番号ですけれども、一般の人がこれがきちんと認証が取られている記録があるというものを調べようと思ったときに公開のデータベースなどで調べることが可能なのか、それともそういう情報ではないのかということ、もしご存じなら教えていただきたいということ。

もう一つは、農園の情報などを出しているということで、私はまだ確認させていただいていないんですけども、どういった情報を公開されているのかということをお知らせいただければ助かります。

よろしく願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。他に委員から、あるいはオブザーバーからご発言ご希望ございませんでしょうか。

すいません、それでは私から1点だけご質問させていただければと思うんですけども、それぞれの各社含めて大変丁寧な情報を出していただいていると思います。どうもありがとうございました。

その中で、これは冒頭2枚目でしょうか、最初のところにもありましたし各社さんの報告の中にもございましたけれども、燃料安定供給契約を締結したけれども、量が安定的に調達できる見通しがないというふうに記載されているように思っております。このところをもう少し、契約の内容なのかもしれませんが、どういうことなのか教えていただけるとありがたいと思っております。

それでは他にご質問、ご発言の希望がなければ池田さんのほうにご回答お願いできますでしょうか。

○一般社団法人環境・エネルギー事業支援協会

ありがとうございます。まず道田委員からご質問いただいた点、先の2点になるんですけども、I S C C他の燃料についてということと、それから管理番号からひもといて出てくる情報は、ということなんですけれども、これについては1点確認させていただいた上で事務局にご報告をさせていただきたいと存じます。

それと、農園情報についてどういうものが載っているのかということに関しましては、製油所の名称、それから国、それから住所でございます。それと、あと、そのひも付いている農園ということで地図情報を掲載しているというところでございます。

高村委員からご質問いただいた点に関しまして、表現といたしまして、安定供給といったことについては合意は取れたんですが、全量の確保というところにはまだ至っていないというような状況であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見おありの委員あるいはオブザーバーはいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどお約束をしておりましたけれども、最初のB P A山本様のご報告も含め

て、本日のヒアリングを通してご質問あるいはご発言ご希望の委員いらっしゃいますでしょうか。オブザーバーのほうからでも結構でございます。

私のほうからすいません、1点BPAさんにご質問を、確認ということかと思えますけれども、今回も大変丁寧にプロセスと進捗状況、それから情報開示の取り組みもご説明いただいてありがとうございました。

スライドの18枚目かと思えますけれども、新型コロナウイルス等々さまざま影響を踏まえて着実に対応を進めている事業者がおおむね2024年3月末ごろには必要な認証取得を終えることができるだろうという見通しを示していただいているかと思えます。幾つか、最低1年ということでありましたけれども、あとその1年の猶予があれば、先ほど今の見通しでいくと4割とおっしゃったのが100%近くまでなるということは一つ確認したいということがございます。

それからもう一つ。これは細かなことですが、スライド10枚目のところで原産国サプライヤーの情報提供について情報非開示22社というカテゴリーがございますけれども、これは商社のほうから情報非開示になっている何らかの理由があるということなんでしょうかという確認でございます。もしお答えいただけるようならありがたく思います。

他に委員から、あるいはオブザーバーの皆さまからヒアリング通してございますでしょうか。

ありがとうございます。それではもしよろしければBPAの山本様お答えいただけるころがあればお願いできればと思えますけれども。

○一般社団法人バイオマス発電事業者協会

高村先生、ありがとうございます。

まず、最初の現状の進捗から。24年3月末という1年猶予期間を延長いただいた場合に対応しきれぬかというところですが、16ページを開いていただけますと、2023年4月が1年延長していただいた場合、2024年4月に燃焼を開始できるようにするということとなりますと、2023年7月までに搾油工場での認証材が出せる体制が取れていればそれが実現できるわけですが、次の17ページを見ていただきますと、現状、今年の7月までということだと、既に監査に着手しているような所、この21社、1社プラス28社程度、この辺りまでが順調にいったも間に合うのかなというところなんですけれども、今後現地のフォローアップを加速していきますと、残りの取得着手された所も順調にいけばあと1年あれば搾油工場の監査も完了して出荷できるような体制に持っていけるというふうに現状では考えております。

あと、ご質問いただいた非開示のところですが、これはアンケート、ヒアリングする中で情報は頂けたんですけれども、そこがインドネシアなのかマレーシアなのかというところは開示いただけなかったところが22社あったというところ、進捗はご報告いただいたんですけれどもというところです。

以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございました。

BPAさんには報告はされたけれども公開しないでほしいという、そういう扱いという理解ですね。

○一般社団法人バイオマス発電事業者協会

すいません。協会のほうに認証取得の進捗は報告いただいたんですけども、それがインドネシアなのかマレーシアなのかというのをBPAのほうにも開示いただけていない所が22社あるという状況です。

○高村座長

分かりました。ありがとうございます。

○一般社団法人バイオマス発電事業者協会

いろいろと競争環境で開示したくないところというのもあろうかと思しますので、進展はご報告いただいたんですけどもという所が22社あったというところですよ。

○高村座長

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。もしよろしければ山本さん、それから池田さんお時間をいただいてご報告をいただいてどうもありがとうございました。改めてお礼申し上げたいと思います。

最後にヒアリング全体を通して、先ほどもうご発言のご希望ないということでありましたけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは以上で議題2でありますけれども、この2団体のヒアリングについては以上とさせていただきます。

最後でございますけれども、事務局からバイオマス持続可能性ワーキングの第二次中間整理（案）のパブリックコメントの結果についてご報告をお願いできればと思います。

ではよろしく願いいたします。

○和田新エネルギー課長補佐

今日、議論の過程で橋本委員以下、他の委員方からも取り上げていただきましたけれども、令和4年2月18日～3月21日までパブリックコメントを実施させていただきました。22件ご意見を頂きました。これの回答につきましてはこの後ろに別紙ということで付けてお

りますけれども、ちょっと細くなるので一つ一つのご説明は割愛いたしますけれども、事務局のほうから回答を整理させていただいて本日公表させていただいております。これをもって中間整理のほうも「(案)」を取って正式に公表させていただくということかとは思っておりますけれども、頂いたご経験は今後、本ワーキングでの議論に必要な応じて参考にさせていただくということかと考えております。事務局から報告は以上です。

○高村座長

ありがとうございます。今事務局からもありましたように、既に委員から参考資料を踏まえたご発言もあったかと思えます。特にもし何か質問、ご意見があればでありますけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。以上で本日予定している議題は全てでありますけれども、特に全体を通してご意見、ご質問ございますでしょうか。

ありがとうございます。本日も大変熱心なご議論をいただきました。どうもありがとうございます。今後の特に今年度最初のワーキングですけれども、議論すべき検討すべき論点を含めて大変貴重な意見、ご提案などを頂いたと認識しております。事務局におかれましては本日の議論を次回以降のワーキングの検討に反映させていただくよう準備を進めていただければと思います。

もし、ここで委員、オブザーバーからご発言のご希望がなければ本日のワーキングはここまでとしたいと思えます。

次回の開催について、事務局からお願いできますでしょうか。

○和田新エネルギー課長補佐

次回の日程につきましては決まり次第、また経済産業省のホームページでお知らせさせていただきます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは以上をもちまして本日のワーキンググループ第15回の会合を閉会としたいと思います。本日もご多忙のところ大変熱心にご議論いただきどうもありがとうございます。以上で閉会としたいと思います。